

N I S A についてのご留意事項

株式会社 千葉銀行

◎N I S Aのお申込みにあたっては、以下の点にご留意ください。

- ① N I S A口座は、原則としてお1人様1口座のみの開設となります。N I S A口座内に設ける非課税管理勘定（以下、「一般N I S A」といいます）又は累積投資勘定（以下、「つみたてN I S A」といいます）を他の金融機関に変更した場合には、複数の金融機関でN I S A口座が存在することとなりますが、その場合であっても各年においてN I S A口座での買付けは1つのN I S A口座でしか行うことができません。
- ② 複数の金融機関でのお申込みはできません。万が一、複数の金融機関で重複してお申込みをした場合、最も希望する金融機関ではない金融機関にN I S A口座が開設されることがあります。なお、開設後、一定の条件・手続のもと、年単位で金融機関の変更は可能です。
- ③ N I S A口座内の上場株式等（当行では、株式投資信託のみ。以下同じ。）は、他の金融機関には移管できません。
- ④ N I S A口座では一般N I S AとつみたてN I S Aのいずれかを選択します（但し、一般N I S Aは2023年まで選択可能です）。なお、一定の条件・手続のもと、年単位で変更が可能ですですが、同一年に両方の適用をうけることはできません（原則として、前年末までに手続が必要となります）。
- ⑤ N I S A口座で保有している上場株式等を一度売却すると、その非課税枠の再利用はできません。
- ⑥ N I S A口座内の上場株式等の譲渡損失が発生した場合でも、他の課税口座における配当所得及び譲渡所得等と損益の通算ができず、損失は税務上ないものとされており、また、当該損失の繰越控除もできません。
- ⑦ 非課税期間が満了した場合等にN I S A口座から払い出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。また、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
- ⑧ 株式投資信託の分配金の再投資（自動買付け）を行われた場合も、当該再投資分は非課税の投資額に算入されます。
- ⑨ 株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はもともと非課税のため、N I S Aによるメリットを享受できないこととなります。

◎一般N I S Aを選択される場合、以下の点にご留意ください。

- ① お買付けいただける商品の種類は、株式投資信託のみとなります。
- ② 年間120万円までご投資いただけますが、非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。

◎つみたてN I S Aを選択される場合、以下の点にご留意ください。

- ① お買付けいただける商品の種類は、当行が指定する「つみたてN I S A専用ファンド」のみとなります。また、「つみたてN I S A購入サービス」の締結が必要であり、同契約に基づき定期的に買付が行われます（通常の購入手続による買付はできません）。
- ② 年間40万円までご投資いただけますが、非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ③ 一般N I S Aと異なり、ロールオーバー（非課税期間が満了した場合等に、再度異なる年分のN I S Aの非課税枠に移管すること）ができません。
- ④ 「つみたてN I S A購入サービス」により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として、年1回通知されます。（2019年以降の予定）
- ⑤ 基準経過日（つみたてN I S Aを初めて設けた日から10年を経過した日及び以降5年毎の日）に氏名・住所の確認を行います。確認期間（基準経過日から1年を経過する日までの間）内に当該確認ができない場合には、上場株式等の受け入れができなくなります。

○上記ご留意事項は2017年10月現在の法令に基づくものであり、今後、法令の改正等により変更となる可能性があります。

以 上